

旭市スモールビジネス支援補助金

市内大規模小売店舗の空きテナント等を活用して、実店舗の開業に向けたチャレンジ出店や市場調査を行う方に、補助金を交付します。

○補助金額

出店料の2/3以内・・・上限5万円

※出店料(家賃)のみが対象です。共益費、保険料等の付随費用は対象としません。

※最初の出店日から60日以内にかかった出店料を補助対象とします。この期間内に5日以上出店してください。

例:5月1日初出店の場合、6月29日出店分までが補助対象。

スモールビジネス支援補助金HP

○対象事業

飲食業・食料品販売業・小売業・サービス業等

○対象となる店舗

市内大規模小売店舗(一覧はHPをご覧ください)

○対象となる例

①大型ショッピングセンターの空きテナントで自作の小物販売

②シェアキッチンを活用して加工食品販売

※市場調査(売上目標の設定・顧客アンケート)が必要です。

○対象にならない例

①大規模小売店舗以外の空き店舗での営業

※3ヶ月以上空いている店舗であれば、「空き店舗活用補助金」の対象になる可能性があります。ぜひご相談ください。

②すでにお店がある

○申請の流れ

- (1)裏面のチェックシートやHPで要件を確認
- (2)出店したい店舗と相談(この時点では、申込はできません)
- (3)申請書・添付書類の作成、提出
- (4)市で申請内容のチェック(内容に不備等があれば修正)
- (5)交付決定通知(もしくは棄却)を受ける
- (6)出店申込
- (7)出店完了後または年度末に、市へ実績報告書の提出
- (8)補助金の受け取り



空き店舗活用補助金HP



裏面のチェックシートへ

○問合せ・申込み

旭市商工観光課 商工労政班

〒289-2595 旭市二の2132番地(旭市役所2階)

電話:0479-62-5874 FAX:0479-62-4200

E-mail:syoko@city.asahi.lg.jp

補助金チェックシート

(このチェックシートの全ての項目にチェックがつかなければ申請できません。)

	項 目	チェック欄
出店場所に関する事項	旭市内にある大規模小売店内のテナント等である（駐車場や通路は対象外）	
	出店料（家賃）が類似の建物と同程度以下	
	出店物件の貸主が同一世帯員、同一法人の社員及び親戚ではない	
営業に関する事項	市場調査目的の出店である（すでに長期出店が確定している場合は対象外）	
	実店舗で事業を営んでいない	
	風営法（※1）に基づく許可及び届出の必要の無い事業である	
	出店期間中に販売やサービスの提供を伴う市場調査を行う	
	初出店から60日以内に5日以上出店する	
	フランチャイズチェーン方式での出店ではない	
	事業に必要な認可・許可等を受けている、または、受ける見込みがある	
	旭市及び住所を有する市町村の税金を滞納していないこと	
	暴力団関係者ではない	
	過去にこの補助金の適用を受けたことがない	

（※1）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律

提出書類一覧

1	旭市スモールビジネス支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
2	事業計画書（第2号様式）
3	収支予算書（任意様式）
4	同意書(第3号様式)
5	市外在住の方は在住市町村における税の滞納がないことを証する書類
6	付近の見取図（任意書式）
7	出店スペースに関する図面(店内地図など)
8	補助対象経費(出店料)がわかる書類(申込書・見積書等)
9	履歴書(任意書式)、定款又はこれに準ずる書類

※ 1～3の様式は紙及びデータを提供します(市公式HPからもダウンロードできます。)

申請者名: